

榎並樂頭のこと

—醍醐寺能樂史関係史料再検—

田口和夫

この夏も恒例となつた京都醍醐寺と東寺の調査に参加することができた。醍醐寺では天野文雄氏の参加も得て有意義だったが、今年の収穫から興味ある所を報告しておきたい。

『能楽源流考』に引かれてる醍醐寺関係資料には、初期能樂史を考察するための根本史料というべきものがある。ことに『醍醐寺新要録』に引く諸日記や、三宝院所蔵とされる親玄僧正日記・賢俊僧正真注賛日記などは観阿弥・世阿弥時代をしのぶためにも一見してみたいと思っていた書であった。賢俊僧正と親玄僧正の日記は東大史料編纂所に影写本があり、原本ではないがこれを一見している。なお前者は、橋本初子氏によつて、その一部が「三宝院賢俊僧正日記」(貞和二年)として醍醐寺文化財研究所「研究紀要」一二号(平成四・三)に翻刻され(文和四年分は次号とのことで)いるので見やすくなつた。

ところが義演准后編の『醍醐寺新要録』所引の日記は目録で検索してもなかなか所在を確かめられなかつた。最近目録がコンピューター

化され、史料編纂所の田中博美氏のご厚意に依り、隆源・親玄・房玄・定憲・賢俊関係のリストを見ることができ、その裏文書に見る名から次の史料を手にすることができた。

〔妙法院法印定憲記〕

『源流考』には『醍醐寺新要録』によつて

この書名になつてゐるが、原題は『雜聞抄』

である。整理番号は一三一函の2。消息の裏

を用いた仮綴じ本一冊で、表紙には『雜聞抄

康安二年〔壬寅九月廿三日改元、号貞治〕

と記し、右下に「記者妙法院定憲也」と注記

する。康安二年(一三六二)三月から貞治五

年(一三六六)六月に至る日記である。末尾

に「妙法院定憲僧正日記ト見タリ」という義

演の識語が書き込まれてゐるので、『醍醐寺

新要録』編纂に当たつて、義演がこの書を用

いたことは確実である。本文は『雜聞抄康安

卷八によつて見れば、①は「一同童舞事」の

項目にあり、②は項を改めて「猿樂事」の中

点の記であつたことに気づいた。『新要録』

卷八によつて見れば、①は「定憲」とわざわざ記してある。②の原注に「定憲」といふ項目がある。あらためて考えてみると、①は「法印」につた。②の原注に「定憲」といふ項目がある。②の項目が別なのだから当然だつたのである。あらためて考えてみると、①は「法印」に収められているので気づくべきことではあつた。②の前には次の記事があつた。

〔壬寅〕二年三月廿一日東寺御影供執事長者僧正〔光濟〕拝堂在之(以下略)から始まり、貞治三〔甲辰〕年に入つて、『源流考』に引く次の記事と重なることになる。

- ①妙法院法印定憲記(康永三年四月十七日)
云、未初刻ヨリ舞童在之、舞十一番、次延
院、一疋堂衆引之。十九日ニハ學頭始之
問、依所望在之。馬七疋引之。此内「五疋
衆中、一疋堂衆一疋永舜法印」

年、遊僧五人召請之。

- ②同記云、同日「夕方」猿樂在之、エナミ。
十八日〔馬三疋、此内一疋衆中、一疋理性

院、一疋堂衆引之。馬七疋引之。此内「五疋

院、一疋堂衆一疋永舜法印」

「源流考」によつてこれを引いたが、割合部

分は便宜「」を付しておいた。番号は私に付けたが、実見してはじめてこの①②は別の時

點の記であつたことに気づいた。『新要録』

卷八によつて見れば、①は「一同童舞事」の項目にあり、②は項を改めて「猿樂事」の中

点の記であつたことに気づいた。『新要録』

卷八によつて見れば、①は「定憲」とわざわざ記してある。②の原注に「定憲」といふ項目がある。②の項目が別なのだから当然だつたのである。あらためて考えてみると、①は「法印」につた。②の原注に「定憲」といふ項目がある。②の項目が別なのだから当然だつたのである。あらためて考えてみると、①は「法印」に収められているので気づくべきことではあつた。②の前には次の記事があつた。

十七日 御遷宮座主出仕 供養法寶照 調
通賢 讀堅清 転供読頬淳 伽陀憲秉
あとは別行となつて②の「同日」以下が続く。

ほとんど同文だが、十八日のあとには「十九日三箇日在之」という部分があり（これは『新要録』にある）、「馬三疋……」は書き入れるスペースがなく、行の右にはみ出して書き込まっている。従つてこの書き入れを除いて書けば、

同日〔夕方〕猿樂在之〔エナミ〕 十八日
十九日三箇日在之

となる。三日間の猿樂があり、「十九日ニハ」以下は三日目が榎並樂頭始めの猿樂であったとの注記となる。なお十八日の記事「理性院」は「理證」、「堂衆」の堂は「去」あるいは「者」に見える。

さて、この記事について『源流考』は「吉野朝初の康永三年の条は特に注意すべきものである」とし、「この記事によつて、清滝宮祭礼の樂頭職に榎並猿樂が任命せられたのは、康永三年であることが判明するのである」と述べる。これは現在までの定説であつて、森末義彰氏『中世芸能史論考』でもこれが榎並に関する最古の確証としている。

『雑聞抄』には康安二年・貞治三年・貞治五年のそれぞれ四月十七日条に遷宮の記事があるが、三年以外は芸能に触れていない。

康永三年は一三四四年、貞治三年は一三六四年である。從来知られていた榎並樂頭始めの年より實際は二十年遅れることになる。貞

治三年といえど『師守記』の同年四月に京の薬王寺で大和猿樂の勧進があり、「京での勧進猿樂の最古の記録」（岩波講座『能狂言』1）で、觀阿弥所演かという。それから数年後には觀阿弥一座は醍醐寺において七日間の猿樂能を催している。觀阿弥一座が急速に力を付けてきた直前の段階で榎並は醍醐寺の楽頭職を手に入れたことになる。『賢俊僧正日記』の文和四年（一二五五）四月十八日裏書きに、清滝宮の祭礼に大和猿樂が参勤している記事があるが、この時はまだ榎並は樂頭になつていなかつたことになる。榎並は觀阿弥一座が台頭するのに先行して、それに対抗できただけの、相応に力を持つた猿樂座であつたことが推察されるのである。觀世が榎並に代わつて醍醐寺清滝宮の樂頭になるためは、榎並の大夫役二人が引き続いて死去した応永三十一年（一四二四）を待たなくてはならなかつたのである。

（文教大学教授）

